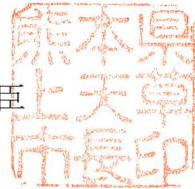


上天草市公告第39号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和6年6月12日

上天草市長 堀江 隆臣



1 競争入札に付する事項

(1) 物品名

税公金収納機

(2) 機器の仕様

別紙「税公金収納機購入仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 納入期限

令和6年11月29日

(4) その他

- ア この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- イ 最低制限価格は、設けていない。
- ウ 予定価格は、事後公表とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱（平成17年上天草市告示第107号。以下「資格審査要綱」という。）又は上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（令和3年上天草市告示第58号）に基づく、入札参加者資格の審査認定を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）及び上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）に定める指名停止の措置を受け、その期間中でないこと。
- (6) 次のアからシまでのいずれかに該当しない者及びその事実があった後2年を経過した者であること。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人

として使用する者においても同様とする。

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 一般競争入札又は指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の履行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- キ 上天草市との請負契約に関し不誠実な行為をした者
- ク 営業の実態がないと認められる者
- ケ 国税及び地方税の納税義務を怠っている者
- コ 労賃の不払若しくは支払の遅延のある者又は労災保険料の納付を怠っている者
- サ 入札、工事執行等について正当な理由がなく他人に暴力又は威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者
- シ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(8) 国内に本店を有する者

3 提出書類

(1) 競争参加資格確認申請書等（以下「申請書類」という。）として次に掲げる書類を提出すること。

- ア 競争入札参加資格申請書（様式第1号）
- イ 登記事項証明書
- ウ 納税証明書（国税、県税及び市町村税に未納がないことの証明書）

(2) 申請書類様式及び仕様書等（以下「申請書等」という。）は、上天草市ホームページに掲載している。

（ホームページURL）<http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/>

4 提出方法

申請書等は、次の入札及び契約担当課に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による提出の場合は、書留郵便によること。また、申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(1) 入札及び契約担当課

〒869-3692

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市会計課 植田

電話番号 0964-26-5529

ファクシミリ番号 0964-56-2121

メールアドレス (※) kaikei_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。

(2) 提出部数

1部

(3) 留意事項

ア 申請書類は提出日時点において作成すること。

イ 3(1)に掲げる書類が添付されていない場合は、当該入札に係る競争参加資格は認めない。

5 入札日程

入札手続等	期間及び期日等	場所及び留意事項等
仕様書の閲覧	公告の日から令和6年7月17日（水）まで	上天草市ホームページによる。
競争参加資格確認 申請書等の提出	公告の日から令和6年6月21日（金）午後5時まで	4(1)の入札及び契約担当課に持参又は書留郵便により提出すること。郵送する場合は提出期限までに必着すること。なお、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しない。
競争参加資格確認 通知	令和6年6月27日（木）まで	書面による。
競争参加資格がないと認めた理由の 説明要求	競争参加資格確認通知の日から令和6年7月3日（水）まで	4(1)の入札及び契約担当課に書面を持参すること。
上記要求に対する 回答	令和6年7月9日（火）まで	書面による。

質問書の提出	公告の日から令和6年7月9日（火）まで	4(1)の入札及び契約担当課に書面（任意様式）を書留郵便、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかにより提出すること。また、提出後、4(1)の入札及び契約担当課に提出したことを電話連絡すること。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和6年7月17日（水）まで	上天草市ホームページによる。
入札及び開札	令和6年7月18日（木）午前10時から	上天草市役所大矢野庁舎書庫棟2階会議室 (熊本県上天草市大矢野町上1514番地)
落札者決定通知	令和6年7月18日（木）	書面による。

6 入札の方法等

(1) 競争参加資格確認通知により、競争参加資格があると認められた者は、5に示す開札日時及び場所にて、立会いにより入札書を提出すること。ただし、入札者が希望する場合において、令和6年7月10日（水）から令和6年7月17日（水）までの期間において、4(1)の入札及び契約担当課に持参し、又は書留郵便により入札書を提出することができる。

(2) 入札回数は3回までとする。

開札後、落札者がいない場合（最低価格が予定価格を上回ったとき）は、再入札を行うので入札書を3枚準備し、持参すること。ただし、6(1)ただし書の方法で入札書を提出した者のうち、開札に立会わなかった者については、再入札は辞退したものとみなす。

(3) 入札保証金は、免除する。

(4) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

7 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税抜きに相当する金額を記載すること。

8 落札者の決定

(1) 開札後、上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号。以下「規則」という。）第14条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる抽選の上、落札者を決定する。なお、6(1)ただし書の方法で入札書を提出した者のうち、開札に立会わなかつた者のくじは、入札事務に關係のない職員が代わりに引く。

(2) 入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

9 入札の無効

規則第16条の各号のいずれかに該当する入札又は申請書等提出書類に虚偽を記載した者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10 入札の中止

(1) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。この場合における損害は各入札者の負担とする。

(3) 入札者が1者となる場合も入札は取りやめない。

11 その他

(1) 入札参加者は、規則及び仕様書を熟読の上、入札しなければならない。

(2) この入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び規則によるものとする。

(3) 契約をしようとする者は、規則第28条第1項の規定により、契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、規則第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

12 問合せ先

(1) 入札及び契約に関すること。

4(1)と同じ。

(2) 仕様書の内容に関すること。

4(1)と同じ。